神戸市労働組合連合会との事務局交渉概要

- 1. 日 時:令和6年11月7日(木)20:55~20:58
- 2. 場 所: 行財政局会議室(1号館13階)
- 3. 出席者:
 - (市) 行財政局給与課長、給与課係長3名
 水道局経営企画課課長、経営企画課係長
 交通局経営企画課課長、経営企画課係長
 教育委員会事務局教職員給与課長、教職員給与課係長、他2名

(組合) 市労連書記長、書記次長3名、他7名

4. 議 題:差額支給について 年末手当支給細目について 年末調整について 通勤手当について

5. 要旨

- ・差額支給について、会計年度任用職員も含め、12月の給与支給日を予定していることを説明。
- ・勤勉手当の支給基準(勤務期間に応じた支給割合、職員の在職期間から除算する期間の取扱い、 除算する日を月に換算する場合の取扱い、懲戒処分を受けた者に対する減率及び人事評価の勤 勉手当への反映割合)について双方で確認。
- ・年末調整について、12月の給与支給日に過不足分を精算することを説明。ただし差額支給の対象となる会計年度任用職員については、差額支給を除いた年末調整を12月の給与支給日に行ったうえで、差額支給を含めた年末調整については、1月の給与支給日に再度その過不足分を精算することを説明。
- ・通勤手当の上限額引上げに伴う精算について、支給単位期間が年度をまたぐ職員の引上げ後の 4月の通勤手当は、現行の規定に基づき4月の給与支給日に精算することを説明。